



様式第八号（第十条の四関係）

（第1面）

## 産業廃棄物処分業許可申請書

令和 8 年 4 月 21 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

支 庁 長  
地域振興局長

申請者

住 所 宮崎県宮崎市江平東町6番地13  
氏 名 株式会社 山崎紙源センター  
代表取締役 山崎 孝一  
電話番号 0985-24-2551  
FAX 番号 0985-24-2552

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

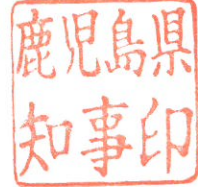
<p>事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。が含まれる場合は、その旨を含む。以下同じ。）を記載すること。）</p>	<p>この欄は「別紙」に記載すること。</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>霧島営業所 事務所 鹿児島県霧島市隼人町住吉字大野原202番3 電話番号 0995-43-6668 大隅営業所 事務所 鹿児島県曾於市大崎菱田字中須2614番 電話番号 099-477-2424</p> <p>霧島営業所 事務場 鹿児島県霧島市隼人町住吉字大野原205番4 電話番号 0995-43-6668 大隅営業所 事務場 鹿児島県曾於市大崎菱田字中須2614番 電話番号 099-477-242</p>
<p>事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）</p>	<p>別紙1のとおり</p>
<p>保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等</p>	<p>別紙2のとおり</p>

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 宮崎県宮崎市江平東町6番地13  
氏 名 株式会社山崎紙源センター  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 山崎孝一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和 3年 5月25日  
許可の有効年月日 令和 8年 5月24日

### 1 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

中間処理（圧縮）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず、木くず、繊維くず

以上7種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

### 2 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類：廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず、木くず、繊維くずの圧縮施設

設置場所：鹿児島県霧島市隼人町住吉字大野原205番4

設置年月日：平成7年6月10日

処理能力：120.5トン/日（廃プラスチック類）

118.4トン/日（ゴムくず）

202.4トン/日（金属くず）

133.5トン/日（ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）

119.9トン/日（紙くず）

93.4トン/日（木くず）

65.8トン/日（繊維くず）

(2) 施設の種類：廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず、繊維くずの圧縮梱包施設

設置場所：鹿児島県曾於郡大崎町菱田字中須2614番

設置年月日：平成14年9月11日

処理能力：149.68トン/日（廃プラスチック類）

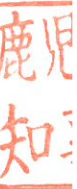
157.28トン/日（ゴムくず）

56.4トン/日（金属くず）

14.8トン/日（ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）

133.68トン/日（紙くず）

87.6トン/日（繊維くず）



3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成28年5月25日	
更新許可	令和3年5月25日	
変更届出	令和5年12月25日	事業の用に供する施設に「廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，紙くず，繊維くずの圧縮梱包施設（設置年月日：平成14年9月11日）」を追加

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

